

○国立大学法人上越教育大学発注者綱紀保持委員会要項

(平成18年4月1日学長裁定)

最終改正 平成31年3月22日

(設置)

- 1 この要項は、国立大学法人上越教育大学発注者綱紀保持規程（平成20年規程第28号）第7条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 2 委員会は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）、及び国立大学法人上越教育大学会計規則等その他の発注事務に係る法令の遵守及び公共工事・物品調達等の発注事務に係る綱紀の保持を図ることを目的とする。

(審議事項)

- 3 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議する。
 - (1) 発注事務に係る綱紀の保持のための規程に関する事項
 - (2) 発注事務に係る綱紀の保持に関する調査分析及び措置等に関する事項
 - (3) 発注担当職員による的確な職務遂行のための研修の方針に関する事項
 - (4) その他委員長が必要と認めた事項

(組織)

- 4 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 事務局長
 - (2) 総務課長
 - (3) 特命課長（調達・決算担当）
 - (4) 施設課長
 - (5) その他事務局長が必要と認めた者

(委員長)

- 5 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

(会議の招集及び議長)

- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(事務の処理)

- 7 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

- 8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月13日）

この要項は、平成20年11月13日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日）

この要項は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月24日）

この要項は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月22日）

この要項は、平成31年 4 月 1 日から施行する。